

横手市環境保全審議会議事録

日 時 平成18年3月10日(金)
午後1時30分～3時45分
場 所 本庁南庁舎会議室(講堂)

1.出席者

審議会委員

大 部	桂	(横手～学識経験者)
佐 川	君 子	(横手～学識経験者)
猿 橋	晃	(横手～学識経験者)
佐 藤	春 夫	(平鹿～学識経験者)
佐々木	秀 智	(山内～学識経験者)
佐々木	巳和子	(横手～婦人代表)
大 庭	喜美子	(雄物川～婦人代表)
黒 沢	紀 子	(十文字～婦人代表)
小松田	ち 糸	(大雄～婦人代表)
鎌 田	勲 一	(横手～環境美化推進員等)
内 田	昭 一	(増田～環境美化推進員等)
後 藤	正	(平鹿～環境美化推進員等)
佐々木	徹	(雄物川～環境美化推進員等)
黒 沢	運 蔵	(十文字～環境美化推進員等)
坂 本	哲 也	(横手～企業関係者)
(代理出席 土門 篤)		
眞 壁	裕	(横手～企業関係者)
磯 部	京 悦	(横手～医師会)
阿 部	三 琅	(横手～弁護士)
菅 原	多一郎	(横手～地域活動、青少年育成関係者)
～以上、19名		

欠席された委員

岡 部	たえ子	(大森～婦人代表)
～以上、1名		

事務局

粕加屋	健 市	(環境課長)
高 村	明	(環境課環境企画担当チーフ)
越後谷	利 秋	(環境課環境企画担当)
眞 田	涉	(環境課環境企画担当)
皆 川	規 和	(環境課環境保全担当チーフ)
～以上、5名		
(出席者合計人数 24名)		

2. 課長あいさつ

3月定例市議会ということで、市長はじめ、参加できないことをお詫び申し上げたい。委員の皆様には、日頃から環境問題についてのご指導を賜り改めて感謝の意を表したい。皆様に大変ご難儀やご迷惑をおかけしているが、平成17年度内に環境基本計画を定めることに目標を置いているのは、市役所職場としての率先行動計画のみならず、廃棄物処理統合施設の建設計画も含めた展望を示すためのものであり、何とぞご理解願いたい。

時間の極めて少ない状況の中ではあるが、本日の審議会にて、答申をいただければと願っている。皆様からのご助言をよろしく願いたい。

3. 会長あいさつ

前回に引き続き、皆様のご協力をよろしく願いたい。今回の審議会では、環境基本計画案の策定内容につき市長から諮問されているものであり、これに対して本日、答申をすべく目標が設定されている状況にあるので、ご協力をお願いしたい。

会議の前に、前回の審議会にお出でになられなかった方がお二人いらっしゃるの、ひとつずつ自己紹介をお願いしたい。

(黒沢委員、磯部委員、それぞれ自己紹介)

4. 議事録署名委員の選任

佐藤春夫委員、佐々木秀智委員が選出された。(前回に続き、名簿順にて)

5. 協議案件

1) 横手市環境基本計画について

～事務局より、前回の審議会以降の委員からの訂正・加筆箇所につき説明(高村)

(事務局からの資料内の字句訂正や修正点のポイントの説明に続き、訂正項目順に、～の順で提出いただいた各委員から、考え方や解説も含め提起いただく形式で進行。ただし、が特に審議会の進行上、最初に確認方議論すべき部分なので、最初にこの点に関し、説明と質疑を行うことで合意)

○説明・質疑の概要

(委員)素案の38Pに示された「環境施策の体系」を見ると、この計画そのものがあたかも「市役所率先行動計画」を進めるためのものであるかのような表現になっているので、疑問を感じる。そういうことではなく、市民や事業者を対象とすべきである。

(回答)見方にもよるが、そういう意味ではない。「市民・事業者」の実践を促すことが大前提だし、そのための基本計画である。地球温暖化防止推進法に定められている、地方自治体としての努力義務を強調し過ぎて、誤解を与えかねない表記になったと思う。レイアウトや表記の仕方をもう少し工夫すべきと考えている。

(委員) 法に則った市役所職場としての率先行動計画を、この4月から具体的に実践されようとする点は理解できるが、それ以外の全体的な組み立て方等に関しては、もう少し近年の環境や自然に関する、新たに加えられた法的な根拠に基づく内容にするためにも、もっと時間をかけて再検討してもいいのではないのか。部分的な加筆や補筆だけでは系統だった計画とするための根本的な修正とはなり得ないように思うのだが。

(会長) この点に関して、他の委員の皆様はどうお考えになるか？ 私が思うには、この計画はあくまで基本であるし、ステップアップして具体的な行動目標を立てようとする時には専門的な見地からの意見を取り入れるべきと思うが、現時点では、精神的な支柱というか、そのような性格でいいのではと思う。予算的な面も含めて考えた場合、今の時点でどこまで踏み込めるものなのかを、事務局からご説明願いたい。

(回答) この「基本計画」のみで、すべての法律や現状を完璧に網羅した内容に編集ができるものとは考えていなかった。その点につき、事前の説明不足をお詫びしたい。

また、予算的な状況も厳しく、その点でも踏み込めなかったという苦しい事情もある。

(会長) 今の点に関しては、再度このあと、委員の皆様からご意見をいただくが、その前に、先ほどの真壁委員のご指摘は、よくよく見ると当然なご意見と思われる。「横手市役所率先行動計画」の部分は、削除して「市民」その他などの、別の言葉にて表記がなされるべきではないか。

(回答) 表中の縦書き部分は、「市(行政)・市民・事業者」という表記に訂正したい。

(委員) その方がいいと思う。委員のご指摘のような趣旨で訂正すべきと思う。

(委員) 法の趣旨として、従来のような行政側によるトップダウン的な指導形態というパターンから脱却し、まずは「行政から始めよ」という積極的な部分は評価すべきであり、当初、そういう意識で読むとあまり違和感はなかったのだが。

(会長) 大きな目標に向かっての「一部分」ということになると思う。委員のご指摘どおり、ここは、そういうことで、よろしく願いたい。

さて、先ほどの委員のご意見に対してであるが、数ある法律や条例等を全て網羅した上での再編成となると、専門的なお立場から見てどういうものが、という点につき、表現の仕方等の手法も含めてお考えいただきたいが、委員はどう思われるか？

(委員) 極端に根拠法律にこだわり過ぎた表記をしていくと、内容自体がやはり、どうしても窮屈になったり、がんじがらめになり、身動きがとれなくなる可能性がある。実際に問題が起きた際に、法律に照らして原点に戻れば、それでいいのではないか。

(会長) 例えば、「市の率先行動計画」の内容を見ると、ともすれば「この程度？」とってしまうようなものもある。しかし、考えてみれば全員が環境に関心があり、全てに対応できるかといえば、現実にはそういかない。そのことばかりをやっているのではないし、それは市民の側にも言えることであると思う。いきなり大きな課題や、程度の高いことを要求されてもそう簡単にはできない。いろいろと繰り返して実践をしながらステップアップを図るというイメー

ジを、私はこの「基本計画」に抱くのだが、事務局側の考え方、構えとしては如何か？

(回答) おっしゃるとおりで、いろんな感覚や程度があるという現実を考慮した。

(会長) 日程的にも予算的にも厳しいという事情もあるようであり、全体的に最低限に必要な方向性はおよそ網羅されていると考えたい。このあと、詳細な加筆修正の説明をいただき議論する中で、ご意見があればさらにお話を深めていただきたい。それでは、 から順番に、各委員から趣旨等のご説明をお願いしたい。

(委員) 自治体としての「ワン・ウェイ容器」の使用自粛を具体的に推進する表記を加えていただきたい。

(回答) 事務局拝承。自粛と再使用可能な容器の使用につき具体的な記述を追加した。また、現在ある「リサイクル法」すべてを詳細に網羅した内容とはなり得なかった点をご理解願いたい。

(委員) P 6 5、(2) の訂正に、敢えて「会議では、」と加える必要はないと思う。「会議」に限定するようで、かえって違和感があるのではないか。

(~ 委員の意見に各委員も同意。事務局、これを拝承)

(委員) この基本的な、あたりまえな分別の実践計画年度が「 1 8、 1 9 年度」の欄には 印が付いていない。やれないということか？なぜか？理解できない。

(回答) 合併後において、ごみ処理施設が 3 箇所あり、各施設の処理方法がそれぞれ違う部分があり、完璧に同様の分別ルールではスタートできず、きちんとしたルール統一は平成 1 9 年度以降の課題となっている。分別そのものを全くやらない、というものではない。実施できる部分では、取り組みは当然可能であるという意味である。

訂正の通告が遅れたが、 1 9 年度からは実施の予定なので 印をつけていただきたい。

(委員) に関しては、事業所からの C O 2 排出量の報告義務を明示してはどうか、と当初思っ
て加筆を要求したが、その結果、あまりにきつい表現になるというのもどうかと思うので、
考え直し始めている。

(会長) 事業所には周知を図るということを事務局側で明言できればいいと思うが。

(回答) 抽象的な表現に留めてはいるが、内容が伝わるよう P R の努力をしたい。

(会長) 具体的に例えば、事業所に P R チラシをきちんと配付するよう求めたい。

(~ 委員、了承)

(委員) に関しては、単純にディーゼル車が×という印象を与えかねず、必ずしもそうではないよ、という点を伝えなかったのだが、あまり、こだわらなくてもいい部分かもしれない。参考まで述べた次第。

(回答) 影響を比較したり、優劣をつけてどちらかを非難する意図はないので、ご理解願いたい。

(~ 委員、了承)

(委員) に関しては、稲わらの有効活用(バイオマス等への再利用その他)を提案した方が、より積極的な施策提案になると思った。

(回答) 委員の提案と正に合致する、「バイオマスタウン構想」が産業経済部において示されているので、そちらと整合性を図り文中にその旨を付け加えたい。

(~ 委員、了承)

(委員) に関しては、細かい指摘になってしまうが、参考まで述べさせていただいた。必ずしも修正等にはこだわらないが。

(回答) 不法投棄という現状もあり、この基本計画では行政や事業所それぞれにおける努力目標的な表現に留めさせていただいた。

(~ 委員、了承)

(委員) に関しては、語句の使い方になじみがなく、別の適切な表現等があるのではと思い、事務局側の見解をお聞きしたかった次第。

(回答) 業界で主に使用されている用語のようである。ご指摘いただいた部分は解かり易いようにと、表現を若干訂正させていただいた。

(~ 委員、了承)

(委員) に関しては、「生物多様性」と「植生」という非常に大事な視点に関わることであり、敢えて書かせていただいた。

(回答) 「地域の植生を考慮して」という言葉を付け加えさせていただいた。ご指摘に感謝したい。

(~ 委員、了承)

(会長) さらに専門のお立場から、委員はどう思われるか？

(委員) 非常にもっともなご指摘である。公共事業で行う開発行為での植樹において外来樹の使用が見られ、在来樹を駆逐したりという明らかに生物の多様性への配慮に欠けると思われる事例を散見した経験からしても、大切な部分をご指摘いただいたものと思う。

(会長) 文化財保護やその他の観点からも、こうした部分はぜひ今後も専門家の意見を取り入れるようご配慮願いたいものである。

(委員) に関しては、雪に立ち向かう側の意識の持ち方として「元気」という言葉を敢えて引用してはと思い、指摘させていただいた次第。

(回答) 大切な視点ではありますが、むしろ、高齢者福祉関連の計画や施策の考え方の部分で触れるべきことであり、そちらの担当によく伝えたい。主要な施策の中で「安全・安心・元気」の意味につながる表記をしているつもりなのでご理解願いたい。

(～委員、了承)

(委員) に関してだが、航空防除に対する「自然環境」への配慮という側面から、その対応にも変化が起きてきているので、その旨を表記してはどうかと考えた。

(回答) 複数の地域局から、「航空防除は中止する」との情報を得ている。よし悪しはあろうけれども概ね歓迎すべきではあり、敢えて表記することにする。しかし、実際には農家側にすれば種々の課題もあるので、その点に配慮した表現に留めている。

(委員)(～意見を求められ～) 薬品を撒くことなので、どうかなとは思うが。

(委員) 虫の卵の段階では大丈夫なのだが、幼虫やさなぎ等の段階になると影響を受けてしまう。

(委員) 生産者の立場からすると、カメムシの被害などは深刻であり、農薬の空中散布が中止となれば、はて、これからどうしようかというのが正直な心境である。ホタルなどが見られるのはいいことだとは思う。しかし、私どもは複雑な思いである。

(会長) 永遠の課題といえるかもしれない。それぞれの見地から情報を集め慎重に検討されるべき問題か。

(委員) 航空防除でよく責められるのは、「一斉にやる」ことが槍玉に挙げられるのだが、逆にいえば、一斉にやるから効果があるのであり、難しい問題だ。これからは、個人でしっかりとした対応をすることが求められることになると思う。

(会長) 字句の訂正がこのあと続きますが、説明は省かせていただき、の委員の提案から、解説をお願いしたい。

(委員) に関しては、第1章の方では硝酸性窒素による地下水汚染に言及しているのだが、第2章の「横手市の現状」においては、その点につき、全く触られていないのは何故かと思ひ、お訊ねしたものである。同様に38Pの「体系」の柱となる部分にも何らかの記述があってもいいのではないか。

(回答) 全国的事例では、地下水汚染や土壌汚染が深刻になっていることは周知の事実なのだが、こと県内やこの横手平鹿では、一部地域でみられるカドミウム汚染以外には調査した実績や具体的な汚染の事例や実態というものがいないのか、資料的にも明らかになっていない現状である。しかしながら、農業を基幹産業とするこの地域において土壌汚染の防止は最優先に配慮すべき課題でもあり、その旨の記述を追加させていただいた。

また、タイムリーな話しとして市内にある「湧水」に関し、分析調査のための予算が措置される見込みである。地下水の現状を把握する上での資料となるものと思われる。

(委員) 秋田県ではないが、私の知る東北地方で農業問題に関心を持つグループが、熱心に土壌汚染や地下水汚染の調査活動に携わっており、深刻な実態である旨の報告を公表したという事例がある。そういう意味では心配であり、今は大丈夫かもしれないが気を弛めずに対処する姿勢を内外に示すなど、警戒すべきとの意欲を堅持されたい。

(~ 以上のような意見と要望を付し、委員、了承)

(会長) 計画の素案に「農地の保全」という部分があるので、その中に含まれた広い意味で運用解釈するものとして、具体的施策の場面でステップアップを図るのも方法か。

(委員) 「基幹産業である農業」という視点からの検討も大切だが、最近では、P R T R 法により、科学物質の移動や保管状況についても報告が義務付けられていて、汚染への不安というものの対処が、結構身近なところでも求められていると言える。

(会長) 農業に限らず、住環境その他の面やいろんな角度からもすでに土壌汚染というものへの対策や対処がなされてきているということだと思う。そうした部分から、法的整備と指導が今後は浸透していくものと推測されるので、この件や、 の課題も含め、今後の作業や運用の中で帳尻を併せて対応をしていくということで、今の時点では了承としていただいでよろしいのではないか。

(~ 以上のような意見と要望を付し、委員、了承)

(委員) に関しては、「残さ」という表現につき、ネットで検索しても、きちんとヒットしなかったのだが、およそ理解できるので事務局に一任したい。 、 に関しても同様である。この場での協議は省略して結構だ。

(事務局、これを拝承)

(委員) に関しては、家畜の糞尿中にさえ農薬や化学肥料成分が残存する現実があり、そうした堆肥化を通じての「悪循環」を単純に良しとしていいのか、との疑問が湧いたので出した意見である。

(回答) 環境への負荷の少ない、有機物の積極的な活用を提言した部分であり、決して化学物質の残存の恐れを前提とする表記ではないので、ご理解いただきたい。

(~ 委員、了承)

(会長) 非常に、現実と理想とのギャップが大きいという感じがする。今、現状がどうなっていて、そして、どうあれば良いかを常に注視する必要がある、5年後の見直しといわず、事務局においては、必要に応じた訂正等が即時に求められる部分であると思う。

(委員) 市側の姿勢として、各種の事情や理由はあろうけれども消極的過ぎないか。委員からの指摘や意見はすべて貴重なものと思うので、極力拝聴いただき、その方向に向かって努力するということであって欲しいものだ。

(会長) 前向きな発言と思う。私たちもさらに研鑽を積みながら提言していきたいし、いずれ

この計画は市民に周知し、意欲をもって取り組めるような内容となるようさらに運用面で工夫を凝らす必要がある。そのためにも、計画の中身が市民にきちんと伝わるよう見守っていきたいし、市側の努力もよろしくお願ひしたい。

(事務局、これを拝承)

(委員)水環境に関する記述で、下水道及び浄化槽の普及推進に関しての項目が補筆されているでしょうか。

(回答)補筆されている。

(～委員、了承)

(委員)19Pの(3)、動植物の植物に関する記述の部分で、人や生態系に害を与える外来種としては、ハルザキヤマガラシではなく「オオブタクサ(キク科・北アメリカ原産)」を入れた方がいい。「セイタカアワダチソウ(キク科・北アメリカ原産)」というのは、根や葉にポリアセチレン化合物を含み、他の植物を枯らしながら分布していく種である。

(事務局、これを拝承)

(委員)市民アンケートの集計や分析に時間がかかるということが、前回の審議会時に言われていたが、その集計ができた際に、この計画にどのように反映させるのか。

(回答)実際にアンケートにある質問項目を精査してみたが、直接的に今回の基本計画に影響を与え得るような設問があるとは思えず、したがって出てくる回答やその傾向も反映できる部分は極めて少ないものと予想している。もしあれば、もちろん実践や運用の際に取り入れていく姿勢に変わりはない。

(～委員、了承)

2)その他(報告など) 特になし。

～その他、特に意見はなし。このあと、佐川会長より、本日の協議をもって諮問案件である、事務局提案の「横手市環境基本計画」案に対し、必要な修正が加えられたものと判断し、「答申」とする旨の確認につき提案がなされ、異論なくこれを了承し、閉会。

平成18年3月28日

議事録署名委員

佐藤 春夫

佐々木 秀智